

議案第50号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年2月9日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 法第6条第1項又は第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（次項及び第2項に規定するものを除く。）		1 法第6条第1項又は第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（次項及び第2項に規定するものを除く。）	
(1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき <u>7,000円</u>	(1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき <u>5,000円</u>
(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき <u>14,000円</u>	(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき <u>9,000円</u>
(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき <u>24,000円</u>	(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき <u>14,000円</u>
(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え	1件につき <u>31,000円</u>	(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え	1件につき <u>19,000円</u>

500平方メートル以下のもの	
(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>58,000円</u>
(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>78,000円</u>
(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>235,000円</u>
(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>420,000円</u>
(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>777,000円</u>

1の2 [略]

2 法第6条第1項又は第18条第2項の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（当該確認申請等に係る計画に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。）

(1) 昇降機を含む建築物を建築するもの（第2号から第4号までに規定するものを除く。）

第1項に規定する確認の申請若しくは計画の通知に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額又は前項に規定する手数料の額に、昇降機1基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）を加算した額

(2) 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建設するもの

第1項に規定する確認の申請若しくは計画の通知に係る手数料の区分に応じ、それぞれ

500平方メートル以下のもの	
(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>34,000円</u>
(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>48,000円</u>
(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>140,000円</u>
(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>240,000円</u>
(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>460,000円</u>

1の2 [略]

2 法第6条第1項又は第18条第2項の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（当該確認申請等に係る計画に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。）

(1) 昇降機を含む建築物を建築するもの（第2号から第4号までに規定するものを除く。）

第1項に規定する確認の申請若しくは計画の通知に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額又は前項に規定する手数料の額に、昇降機1基ごとに9,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）を加算した額

(2) 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建設するもの

第1項に規定する確認の申請若しくは計画の通知に係る手数料の区分に応じ、それぞれ

<p>(3) [略]</p> <p>(4) 確認を受けた昇降機 のみの計画の変更をし て建築物を建築するも の</p>	<p>当該手数料の額又は前項に規定する手数料の額に、計画の変更をする昇降機1基ごとに<u>7,000円</u>(小荷物専用昇降機については、<u>4,000円</u>)を加算した額</p> <p>[略]</p> <p>計画の変更をする昇降機1基ごとに<u>7,000円</u>(小荷物専用昇降機については、<u>4,000円</u>)</p>
<p>3 法第87条の2において準用する法第6条第1項又は第18条第2項の規定による建築設備に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査</p> <p>(1) 昇降機を設置するもの(次号に規定するものを除く。)</p> <p>(2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置するもの</p> <p>(3) 建築設備(昇降機を除く。次号において同じ。)を設置するもの(次号に規定するものを除く。)</p> <p>(4) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置するもの</p>	<p>1基につき <u>14,000円</u> (小荷物専用昇降機については、<u>5,000円</u>)</p> <p>1基につき <u>7,000円</u> (小荷物専用昇降機については、<u>4,000円</u>)</p> <p>1の建築設備につき <u>14,000円</u></p> <p>1の建築設備につき <u>7,000円</u></p>
<p>4 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項又は第18条第2項の規定による工作物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査</p> <p>(1) 工作物を築造するもの(次号に規定するも</p>	<p>1の工作物につき <u>12,000円</u></p>

<p>(3) [略]</p> <p>(4) 確認を受けた昇降機 のみの計画の変更をし て建築物を建築するも の</p>	<p>当該手数料の額又は前項に規定する手数料の額に、計画の変更をする昇降機1基ごとに<u>5,000円</u>(小荷物専用昇降機については、<u>3,000円</u>)を加算した額</p> <p>[略]</p> <p>計画の変更をする昇降機1基ごとに<u>5,000円</u>(小荷物専用昇降機については、<u>3,000円</u>)</p>
<p>3 法第87条の2において準用する法第6条第1項又は第18条第2項の規定による建築設備に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査</p> <p>(1) 昇降機を設置するもの(次号に規定するものを除く。)</p> <p>(2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置するもの</p> <p>(3) 建築設備(昇降機を除く。次号において同じ。)を設置するもの(次号に規定するものを除く。)</p> <p>(4) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置するもの</p>	<p>1基につき <u>9,000円</u> (小荷物専用昇降機については、<u>4,000円</u>)</p> <p>1基につき <u>5,000円</u> (小荷物専用昇降機については、<u>3,000円</u>)</p> <p>1の建築設備につき <u>9,000円</u></p> <p>1の建築設備につき <u>5,000円</u></p>
<p>4 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項又は第18条第2項の規定による工作物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査</p> <p>(1) 工作物を築造するもの(次号に規定するも</p>	<p>1の工作物につき <u>8,000円</u></p>

のを除く。) (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造するもの	1の工作物につき <u>5,000円</u>
5 法第7条第4項又は第18条第15項の規定による建築物に関する完了検査(次項及び第7項に規定するものを除く。)	
(1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき <u>14,000円</u>
(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき <u>17,000円</u>
(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき <u>24,000円</u>
(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき <u>35,000円</u>
(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>59,000円</u>
(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>82,000円</u>
(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>208,000円</u>
(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>331,000円</u>
(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>666,000円</u>
6 法第7条第4項又は第18条第15項の規定による建築物に関する完了検査で、法第7条の3第5項又は第18条第19項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建	

のを除く。) (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造するもの	1の工作物につき <u>4,000円</u>
5 法第7条第4項又は第18条第15項の規定による建築物に関する完了検査(次項及び第7項に規定するものを除く。)	
(1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき <u>10,000円</u>
(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき <u>12,000円</u>
(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき <u>16,000円</u>
(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき <u>22,000円</u>
(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>36,000円</u>
(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>50,000円</u>
(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>120,000円</u>
(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>190,000円</u>
(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>380,000円</u>
6 法第7条第4項又は第18条第15項の規定による建築物に関する完了検査で、法第7条の3第5項又は第18条第19項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建	

建築物を含むもの（次項に規定するものを除く。）

- |   |                          |
|---|--------------------------|
| (1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの                    | 1件につき<br><u>12,000円</u>  |
| (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの        | 1件につき<br><u>15,000円</u>  |
| (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの       | 1件につき<br><u>23,000円</u>  |
| (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの       | 1件につき<br><u>33,000円</u>  |
| (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの     | 1件につき<br><u>57,000円</u>  |
| (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの   | 1件につき<br><u>77,000円</u>  |
| (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの  | 1件につき<br><u>191,000円</u> |
| (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの | 1件につき<br><u>315,000円</u> |
| (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの               | 1件につき<br><u>650,000円</u> |

7 法第7条第4項又は第18条第15項の規定による建築物に関する完了検査（当該完了検査に係る計画に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。）

- |   |   |
|---|---|
| (1) 法第87条の2において準用する法第7条の3第5項又は第18条第19項の規定による中間検査合格証（以下この項及び次項にお | 第5項又は前項に規定する完了検査に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に、昇降機1基 |
|---|---|

建築物を含むもの（次項に規定するものを除く。）

- |   |                          |
|---|--------------------------|
| (1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの                    | 1件につき<br><u>9,000円</u>   |
| (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの        | 1件につき<br><u>11,000円</u>  |
| (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの       | 1件につき<br><u>15,000円</u>  |
| (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの       | 1件につき<br><u>21,000円</u>  |
| (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの     | 1件につき<br><u>35,000円</u>  |
| (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの   | 1件につき<br><u>47,000円</u>  |
| (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの  | 1件につき<br><u>110,000円</u> |
| (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの | 1件につき<br><u>180,000円</u> |
| (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの               | 1件につき<br><u>370,000円</u> |

7 法第7条第4項又は第18条第15項の規定による建築物に関する完了検査（当該完了検査に係る計画に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。）

- |   |   |
|---|---|
| (1) 法第87条の2において準用する法第7条の3第5項又は第18条第19項の規定による中間検査合格証（以下この項及び次項にお | 第5項又は前項に規定する完了検査に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に、昇降機1基 |
|---|---|

<p>いて「合格証」という。 )の交付を受けた昇降機を含む場合</p> <p>(2) 前号以外の場合</p>	<p>ごとに<u>16,000</u>円(小荷物専用昇降機については、<u>10,000</u>円)を加算した額</p> <p>第5項又は前項に規定する完了検査に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に、昇降機1基ごとに<u>17,000</u>円(小荷物専用昇降機については、<u>10,000</u>円)を加算した額</p>
<p>8 法第87条の2において準用する法第7条第4項又は第18条第15項の規定による建築設備に関する完了検査</p> <p>(1) 昇降機(次号に規定するものを除く。)</p> <p>(2) 合格証の交付を受けた昇降機</p> <p>(3) 昇降機以外の建築設備</p>	<p>1基につき <u>17,000</u>円 (小荷物専用昇降機については、<u>10,000</u>円)</p> <p>1基につき <u>16,000</u>円 (小荷物昇降機については、<u>10,000</u>円)</p> <p>1の建築設備につき <u>17,000</u>円</p>
<p>9 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項又は第18条第15項の規定による工作物に関する完了検査</p>	<p>1の工作物につき <u>12,000</u>円</p>
<p>10 法第7条の3第4項又は第18条第18項の規定による建築物に関する中間検査(次項に規定するものを除く。)</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え1</p>	<p>1件につき <u>13,000</u>円</p> <p>1件につき <u>17,000</u>円</p>

<p>いて「合格証」という。 )の交付を受けた昇降機を含む場合</p> <p>(2) 前号以外の場合</p>	<p>ごとに<u>12,000</u>円(小荷物専用昇降機については、<u>8,000</u>円)を加算した額</p> <p>第5項又は前項に規定する完了検査に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に、昇降機1基ごとに<u>13,000</u>円(小荷物専用昇降機については、<u>8,000</u>円)を加算した額</p>
<p>8 法第87条の2において準用する法第7条第4項又は第18条第15項の規定による建築設備に関する完了検査</p> <p>(1) 昇降機(次号に規定するものを除く。)</p> <p>(2) 合格証の交付を受けた昇降機</p> <p>(3) 昇降機以外の建築設備</p>	<p>1基につき <u>13,000</u>円 (小荷物専用昇降機については、<u>8,000</u>円)</p> <p>1基につき <u>12,000</u>円 (小荷物昇降機については、<u>8,000</u>円)</p> <p>1の建築設備につき <u>13,000</u>円</p>
<p>9 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項又は第18条第15項の規定による工作物に関する完了検査</p>	<p>1の工作物につき <u>9,000</u>円</p>
<p>10 法第7条の3第4項又は第18条第18項の規定による建築物に関する中間検査(次項に規定するものを除く。)</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え1</p>	<p>1件につき <u>9,000</u>円</p> <p>1件につき <u>11,000</u>円</p>

00平方メートル以下のもの	
(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき <u>23,000円</u>
(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき <u>31,000円</u>
(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>52,000円</u>
(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>72,000円</u>
(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>165,000円</u>
(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>261,000円</u>
(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>552,000円</u>
11 法第7条の3第4項又は第18条第18項の規定による建築物に関する中間検査（当該中間検査に係る計画に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。）	
(1) [略]	[略]
(2) 中間検査の対象が建築物及び昇降機であるもの	前項に規定する中間検査に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に昇降機1基ごとに <u>16,000円</u> （小荷物専用昇降機については、 <u>10,000円</u> ）を加算した額
(3) 中間検査の対象が昇降機のみであるもの	1基につき <u>16,000円</u>

00平方メートル以下のもの	
(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき <u>15,000円</u>
(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき <u>20,000円</u>
(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>33,000円</u>
(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>45,000円</u>
(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>100,000円</u>
(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>160,000円</u>
(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>330,000円</u>
11 法第7条の3第4項又は第18条第18項の規定による建築物に関する中間検査（当該中間検査に係る計画に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。）	
(1) [略]	[略]
(2) 中間検査の対象が建築物及び昇降機であるもの	前項に規定する中間検査に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に昇降機1基ごとに <u>12,000円</u> （小荷物専用昇降機については、 <u>8,000円</u> ）を加算した額
(3) 中間検査の対象が昇降機のみであるもの	1基につき <u>12,000円</u>

	(小荷物専用昇降機については、 <u>10,000円</u> )
12 法第87条の2において準用する法第7条の3第4項又は第18条第18項の規定による建築設備の中間検査 (1) 昇降機	1基につき <u>16,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>10,000円</u> )
(2) 昇降機以外の建築設備	1の建築設備につき <u>16,000円</u>
13 法第88条第1項において準用する法第7条の3第4項又は第18条第18項の規定による工作物の中間検査	1の工作物につき <u>12,000円</u>
14～67 [略]	
備考 [略]	

	(小荷物専用昇降機については、 <u>8,000円</u> )
12 法第87条の2において準用する法第7条の3第4項又は第18条第18項の規定による建築設備の中間検査 (1) 昇降機	1基につき <u>12,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>8,000円</u> )
(2) 昇降機以外の建築設備	1の建築設備につき <u>12,000円</u>
13 法第88条第1項において準用する法第7条の3第4項又は第18条第18項の規定による工作物の中間検査	1の工作物につき <u>9,000円</u>
14～67 [略]	
備考 [略]	

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例別表第1項及び第2項から第13項までの規定は、この条例の施行の日以後に申請又は通知のあった事務に係る手数料について適用し、同日前に申請又は通知のあった事務に係る手数料については、なお従前の例による。